

令和2年7月29日

保護者様

伊丹市教育長

学校関係者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

1 学校関係者（園児児童生徒及び教職員）が検査対象となった場合

①当該学校関係者は出席停止又は特別休暇とする。

2 学校関係者の感染が確認された場合

保健所と連絡をとり、学校園の対応について協議する。

※引き続き保健所による調査が実施される場合は、翌日を休校とする。

(1) 臨時休業の必要がないと判断された場合

- ①当該学校関係者は出席停止又は特別休暇とする。
- ②個人情報保護の観点から感染に関する情報は公表しない。
- ③保護者に対して、文書等にて連絡する。

(2) 臨時休業を行う必要があると判断された場合

- ①保健所の助言に基づき、濃厚接触者等の陰性が確認されるまでの期間（翌日の休校と合わせて2～3日間）の臨時休業（学級、学年、学校全体）を行う。
- ②濃厚接触者等の中から陽性者が出た場合は、保健所の助言に基づき、臨時休業の延長を行う。
- ③学校園名及び年代、性別の公表を、教育委員会事務局で行う。
- ④保護者に対して、文書等にて随時連絡する。

3 出席停止の期間について

(1) 学校関係者が感染した場合

「治癒するまで」とする。

(2) 学校関係者が濃厚接触者に特定された場合

「感染者と最後に接触した日の翌日から14日間」とする。

(3) 学校関係者が保健所の指示によりPCR検査を受診した場合（濃厚接触者ではない）

「陰性であることが確認されるまで」（2～3日間）とする。

(4) 学校関係者に発熱や風邪症状等がある場合

「症状が改善するまで」とする。

(5) 同居者が濃厚接触者に特定された場合又は保健所の指示によりPCR検査を受診した場合

「同居者が陰性であることが確認されるまで」（2～3日間）とする。

※ 今後、感染拡大等による対応レベルの見直しに伴い、出席停止の基準を変更することがある。